

玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託（以下「本業務」という。）の委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

（1）業務名

玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託

（2）業務内容

別紙「玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおり

（3）履行場所

玉名市 上下水道総務課

（4）支払条件

業務完了検査後に一括払い

（5）特定方法

公募型プロポーザル方式

（6）策定対象

公共下水道事業、農業集落排水事業

（7）委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

（8）業務に係る提案上限額

金9,130,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルへ参加を希望する者（以下「応募者」という。）は、次に掲げるすべての条件を満たしていること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

（2）玉名市から玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領（平成17年告知第103号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（3）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

（4）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく産手続

開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 団体等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しないもの又は禁固刑以上の刑に処せられているものがいないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (8) 団体等の役員又は経営に事実上参加している者に、暴力団等の構成員又は関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- (9) 関係法令を順守できる者。
- (10) 過去5年間において地方公共団体の下水道事業の経営戦略の策定業務又は改定業務を受託した実績を有すること。
- (11) 公営企業会計に精通し、かつ、下水道の経営戦略策定に関する業務の実績がある公認会計士を配置できること。なお、公認会計士を自社雇用の社員により配置できない場合は、業務提携等による人員の配置も可とするが、その場合は当該公認会計士が本業務に即時対応できる体制を整えること。
- (12) 本市との協議や調整に十分な能力を有し、本業務の実施について、柔軟な対応ができる事業者であること。

4 スケジュール

本業務に係るスケジュールは以下の通りとする。

内容	期日・期限
実施要領の公表	令和7年6月3日（火）
質問書の提出期限（任意）	令和7年6月13日（金）午後5時必着
質問書に対する回答	令和7年6月18日（水）
参加申込書等の提出期限	令和7年6月24日（火）
企画提案書等の提出期限	令和7年7月3日（木）午後5時必着
辞退届提出期限	令和7年7月3日（木）午後5時必着
プレゼンテーション	令和7年7月中旬（予定）
審査結果通知・公表	令和7年7月下旬（予定）
契約締結	令和7年7月下旬（予定）

5 質問書の提出（任意）

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（様式1号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月13日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

質問書を電子メールにて提出すること。（電話、来庁等口頭による質問は不可。）

(3) 質問書への回答期限及び方法

令和7年6月18日（水）までに、市ホームページに掲載する。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書（様式第2号）	1部	
イ 会社概要書（様式第3号）	1部	会社概要を紹介したパンフレット可
ウ 参加資格チェックリスト (様式第4号)	1部	
エ 業務実績調書（様式第5号）	1部	受託者であることが証明できる文書等を添付すること。
オ 登記事項証明書	1部	コピー可
カ 納税証明書（滞納がないことの証明書）	1部	消費税及び地方消費税、法人税、都道府県税、市町村税

※オ、カについては、発行後3か月以内のもの

※カについては、税務署及び本社所在の自治体で発行されたもの

(2) 提出期限

令和7年6月24日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

(4) 提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「玉名市下水道事業
経営戦略策定支援業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 企画提案書（様式第6号）	正本1部 副本6部	
イ 企画提案書別紙（様式任意）	正本1部 副本6部	
ウ 業務実施体制調書（様式第7号）	正本1部 副本6部	
エ 業務工程表（様式任意）	正本1部 副本6部	業務工程と役割分担が具体的にわかるよう提案すること。

カ 見積書（様式第8号）	正本1部 副本6部	
キ 事業費積算内訳書（様式任意）	正本1部 副本6部	

（2）書類作成に当たっての留意事項

- ア 提出する書類の企画はA4版片とじ・横書き・片面とし、ページ番号を付すこと。
- イ 仕様書の業務内容を踏まえること。

（3）提出期限

令和7年7月3日（木）午後5時まで（郵送の場合は必着）

（4）受付時間

午前8時30分から午後5時まで（土・日、祝日等は除く。）

（5）提出方法

郵送又は持参

※郵送する場合は、一般書留又は簡易書留によることとし、封筒表面に「玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託プロポーザル参加申込書在中」と明記すること。

8 評価項目及び評価基準

（1）審査方法

本市が設置する「玉名市下水道事業経営戦略策定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、次に示す審査項目及び配点に基づいて審査を行うものとする。

（2）審査項目及び配点

審査項目	審査基準	配点
業務実績	本業務の実施に必要な実績、業務遂行に必要なノウハウを有しているか。	10
業務実施体制	専門的な知識を有する担当者等が適正に配置されているか。 円滑な業務の推進が期待できるか。	20
業務工程	業務の実施時期が明確かつ実効可能なものとなっているか。	10
企画提案内容	各業務の内容について、目的や条件等を理解した適切な提案となっているか。また、詳細で具体的な内容になっているか。	10

	人口減少下における経営の効率化を図るにあたり、有益な提案となっているか。	10
	将来の施設更新に備えるにあたり、有益な提案となっているか。	10
	経営改善、課題解決に向け、経験とノウハウを生かした効果的かつ積極的な提案がなされているか。	10
経営戦略策定後のフォローアップ	検証方法や見直しポイント等、経営戦略策定後の運用に関する有益な提案があるか。	10
提案額	10点×最も低い見積額／当該事業者の見積額 ※小数点以下切捨	10
合計		100

(3) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和7年7月中旬実施予定

※実施日や開始時間、会場等の詳細は別途通知する。

イ 内容

プレゼンテーション及び質疑応答

ウ 説明者

本業務に携わる管理責任者を含めて3人以内とする。

エ 実施方法

プレゼンテーションは企画提案書の受付順で実施するものとし、1事業者あたりの時間は50分以内とする。(準備5分、プレゼンテーション20分、質疑応答20分、片付け5分程度)

オ 説明方法

任意とするが、パソコン及びプロジェクター等の機器は事業者が持参すること。(スクリーンは市で準備する。)

(4) 受託候補者の選定

選定委員会の審査により順位を決定し、最高得点者の事業者を受託候補者として選定する。ただし、審査項目に基づく各審査委員の評点の平均が60点に満たない事業者は、選定の対象としない。

（5）審査結果の通知

審査結果については、審査後1週間以内に、全ての参加事業者に書面で通知するとともに、市のホームページで公表を行う。なお、審査結果の公表時には、最高得点者以外の応募者名は非公表とする。

9 失格事項

本プロポーザルへの参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 本要領2（8）に示す提案上限額（総額）を超える提案を行った場合
- (2) 本要領3に示す参加要件を満たさなくなった場合
- (3) 本要領8（3）に基づくプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (4) 提出書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが明らかになった場合
- (5) 他の参加事業者と応募内容について相談するなど、公平、公正なプロポーザルの実施を阻害したと本市が認めた場合

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加検討から業務開始に至るまでに要する一切の費用は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、1者につき1案とする。
- (3) 企画提案書等、本プロポーザルに係る全ての提出物は返却しない。
- (4) 電子メール等の通信事故については、当市はいかなる責任も負わない。
- (5) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属するものとする。ただし、本市は、本プロポーザルの結果の公表など本市が必要と判断した場合には、参加事業者の了承を得た上で、応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、玉名市情報公開条例（平成17年条例第12号）に規定する「公文書」として、同条例に基づく開示請求の対象となる。ただし、企業ノウハウに関することなど参加事業者が知的財産と認める情報については、開示しないものとする。また、情報の開示は、原則として本プロポーザルによる候補者決定後とする。
- (7) 本プロポーザルへの参加申込を取り下げる場合は、辞退届（様式第9号）を提出すること。

11 問合せ・書類等の提出先

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎163番地

玉名市企業局上下水道総務課 経営係 担当：川西・大磯

電話：0968-75-1140

電子メール：jogesomu@city.tamana.lg.jp